

令和元年10月8日

於・1002会議室（10階）

第1068回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

# 目 次

1. 開 会 .....	1
2. 諮問事項（総合通信基盤局） 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（技適未取得機器を用いた実験等の特例制度関係） （諮問第23号） .....	1
3. 閉 会 .....	1 2

## 開 会

○吉田会長 それでは、電波監理審議会を開会いたします。

総合通信基盤局の諮問関係職員に入室するようご連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

### 諮問事項 (総合通信基盤局)

電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (技適未取得機器を用いた実験等の特例制度関係)

(諮問第23号)

○吉田会長 それでは、審議を開始いたします。

まず、諮問の第23号、電波法施行規則等の一部を改正する省令案 (技適未取得機器を用いた実験等の特例制度関係) につきまして、片桐企画官からご説明をお願いいたします。

○片桐企画官 電波政策課の片桐でございます。よろしくお願いいたします。

では、まずは制度の概要からご説明したいと思いますので、資料の5ページ以下をご覧ください。と思います。

6ページをご覧ください。特例制度の創設の背景について、簡単に申し上げたいと思います。

まず、制度の現状でございますけれども、こちらは電波を発射する機器を使用するためには、他の無線機器に混信などの悪影響が生じないように、原則、電波法に定める技術基準に適合することを事前に確認することとしております。

この事前の確認については、原則は総務大臣が検査の上、免許を行うことになっておりますが、Wi-FiとかBluetoothなどの小電力の無線機器につきましては、いわゆる技適を取得していただきまして、技適マークを表示することで、利用者は特段の手続きが不要となります。

また、LTEとか4Gのような携帯電話については、メーカー等が技適を取得いたしまして、技適マークを表示することで、利用者自身の手続きはこれも不要になります。

1つ例外がございまして、訪日観光客などが持ち込むスマホについては、技適マークを基本的にとることはないことから、電波法相当の技術基準に適合していることを条件としまして、技適未取得でも一定期間の使用が可能という制度になってございます。

こうした制度というのは日本独自のものではなくて、世界各国それぞれ同様の制度を持っておりまして、例えば、アメリカですとFCCマーク、欧州ですとCEマーク、こういったものを添付することになってございます。

こうした現行制度の課題でございまして、日本で発売されていないスマホとかARグラスなどを用いまして、Wi-FiとかLTEの機器を用いた実験・試験・調査のニーズというのが高まっております。

現行制度でもこうしたものについて使用できないわけではございません。みずから技適を取得する、あるいは実験試験局の免許を取ることによって使えるようにはなるんですけども、そのためには一定の期間なり費用がかかってまいりますので、特に短期間の実験を行いたいといったケースでは断念することが多々ございます。

こうしたニーズの一例でございまして。例えばアメリカ製のMR機器、これは現実空間とバーチャル空間を組み合わせる機器をロボットに装着して自走させるという実証実験が企画されました。もう少し分かりやすく申します

と、ペッパーというロボットにヘッドセットをかけることによりまして地図情報が表示されますので、自走できるようになるというもので、それでおもてなしの実験をしたいということがあったのですが、この製造元が技適を取得するのを待ち、実証を開始するまで1年を要したことがございました。

また、アンドロイドのスマートフォンにつきましては、OSがバージョンアップするたびに、アプリ事業者は新バージョンで自社のアプリが正常に動くかどうかというのを、ベータ版というものを使ってテストするということがございます。ただ、そのベータ版を入れることができる携帯電話端末が、一時期、日本では発売されなかったことから、技適未取得のものを使ってしかそういったプレビュー版のテストができないということがございました。

そういったケースが、今回、現行制度の課題として報告されたものでございます。

これに対して、7ページをご覧ください。特例制度を設けまして対応することとしたんですけれども、その特例制度の概要は、一言で申しますと、電波法に定める技術基準に相当する技術基準を満たすといった一定の条件のもと、技適を取得しなくても、届出さえしていただければ、最長180日間、Wi-FiとかLTE等のサービスを用いまして新サービスの実験等を行うことができるといった制度でございます。

この制度では、法人、個人いずれも届出可能でございますし、届出ですので手数料はございません。ただし、単純再延長は不可ということにしております。

また、この制度は、あくまでも実験のための制度でございます。実サービスの提供には、従来どおり技適の取得が必要になります。

この届出内容は、機器がこちらのほうで特定できる最小限の情報ということで、氏名、目的、規格、設置場所、運用開始予定日等々、簡単な情報のみを提供していただこうと思っております。

W i - F i と B l u e t o o t h といったいわゆる免許不要の規格は、届出により実験等が可能としていまして、L T E 等については、もともとこれは免許が必要なものでございますので、第一号包括免許人とございますが、いわゆる携帯電話事業者が必要な許可を事前に取得いただきまして、そのもとで利用者は携帯電話事業者との間の契約によって実験等ができると、こういった建て付けにしております。

この制度につきましては、本日ご答申いただければ、この後、早急に手続を進めてまいりまして、早ければ11月中にも、遅くとも年内には施行させたいと思っております。

ただし、あわせて今、ウェブ届出システムというのを開発しているんですけども、これが年内には間に合わないので、年内は先行運用という形で進めさせていただきまして、実際にウェブ届出システムができましたら、本格運用というところでやりたいと思っております。これは3月頃を予定しております。

この制度によりまして、日本で未発売のスマートフォンを用いたアプリの開発・保守、日本で未発売の無線機器を用いたI C Tサービスの日本での市場性評価の実験、あるいは日本で新製品を開発するための参考としてこういったものを使うといったことが可能になるということでございます。

続きまして、8ページをご覧ください。もう少し制度の中身を書いたものでございます。今回の特例制度の対象でございますが、W i - F i 、 B l u e t o o t h などの機器については、告示で指定することとしております。

具体的な選定基準につきましては、具体的なニーズがあるといったこと、あるいは日本に既に技術基準があるといったこと、あとは規格が入手可能であるといったことで、下にありますさまざまな規格を今回規定しているものでございます。

続きまして、9ページ目をご覧ください。相当技術基準への適合をどのよう

に確認するか、どのようにしてこの適合性を確認するかということでございます。

基本的な考え方は、利用者が自己責任で確認をするということになります。

この確認方法は2通りございまして、1つは、既に外国で売られているような場合でございます。この場合、FCCマークですとか、CEマークを見て確認することになります。

あとは、メーカー等が自分でつくっている場合。こちらはまだこういったマークが取られていないので、これは自分で確認していただくことになるんですけども、ただ、何も分からない人が「はい、これはそうです」と言っても、なかなか本当かどうか分からないということから、最低限の情報としまして、無線従事者がこの規格に合っているということを確認していただくということを今回確認方法として書かせていただいたということでございます。

続きまして、10ページ目をご覧ください。特例制度の利用フローでございます。

今、申し上げたような特例制度でございますけれども、具体的な利用フローについては、この図のようになってございます。例えばW i - F i 等でございますと、開設の届出をしてから最大180日間、実験可能になります。実験をする際には、これが特例のもとで使えるといった案内とか表示をしていただくということと、これを廃止した後は、それが違法に使われないようにしっかりと回収などの管理をしていただくという義務を課してございます。

L T E も基本的には携帯電話事業者等が必要な許可を取得することによって開始されますが、中身は大体同じような形になってございます。

続きまして、11ページをご覧ください。今回の制度の施行スケジュールでございます。

先ほど申しましたように、最短で11月中に施行できるように、今、手続を

進めております。本格運用は3月頃ということで考えております。この制度が施行された以降も、新しい規格が出た場合は、随時、対象規格をアップデートしていきたいと考えてございます。

以上が特例制度の概要でございまして、最初のところに戻りまして、2ページ目をご覧ください。今、申しました制度の関係で、今回、諮問事項としている省令以下の事項をまとめたものでございます。特例のW i - F i と L T E は規定が異なっていますので、分けて書いております。

今回諮問事項とさせていただくのは内容的な細かいところございまして、例えば具体的な有効期間、出力とか周波数の条件、運用時の管理義務、廃止後の管理措置、あとはその他のところといったことでございます。

では、具体的に見ていきたいと思えます。3ページ目をご覧ください。諮問事項の概要でございます。

まず、特例（W i - F i 等）の有効期間として、法律上の上限は180日でございます。今回、特段それを短くする事由がないことから、上限の180日を有効期間としたいと考えてございます。

続きまして、特例の対象となる無線局の範囲・運用条件等でございます。こちらについては、省令のほうで電波の出力とか周波数帯を今、技適が取れるものと同等になるように規定したいと思っております。また、無線設備が実験目的であるといった表示、あるいは実験参加者への案内等の運用条件を定めたいと思っております。

次に、特例の対象となる無線局でございますが、これが持ち込み制度と一部形としては重複しております。なので、今回対象の規定を若干いじることによりまして、この持ち込み制度の対象から実験試験局を除外するといった措置を講ずることとしております。

③、特例（W i - F i 等）の電波発射防止措置（廃止後の管理義務）でござ



いますが、こちらについては無線局を廃止した際の電波発射防止措置としまして、無線設備の回収及び管理というのを定めたいとしております。

最後に、LTEの関係でございます。こちらは若干テクニカルなところでございますが、今回特例によりまして、この実験局については第一号包括免許人、携帯電話事業者がその包括免許のもとで運用する局ということで運用できることになるんですけれども、そうしますと、第一号包括免許人の免許状には、基本的に電気通信業務用と書いてございます。ただ、今回は実験に専用するということが目的になりますので、形式上、目的外使用ということになってしまいます。なので、この形式上のバッティングを解消するために、今回この実験等無線局の特例を使った場合には、目的外使用の禁止の適用除外とするといったテクニカルな措置を講じたいと思っているものでございます。

次の4ページ目は参考情報でございますが、諮問事項以外で、省令以下で改正する事項として、ここに①、②、③と書いているものがございます。

最後、施行期日については、先ほど申しましたように、特例に係る改正規定の施行の日から施行するということで、最短で11月中に施行できるよう準備を進めているところでございます。

すいません、最後でございますが、本件、パブリックコメントも実施いたしました。こちらは12ページ以降でございます。提出された意見は17件ございましたが、ほぼ本案については賛同意見でございまして、実質的に内容にはねる意見はございませんでした。

私からの説明以上でございます。

○吉田会長 ご説明どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

どうぞ。

○兼松代理　こちらは比較的短期間の実験向けということで、また、法令の範囲内で180日がマックスということで、同じ規格、目的による延長はできないということですが、仮に180日で実験が達成できなかったという場合は、やはり技適を取るなり免許を取るなりということになるのでしょうか。

○片桐企画官　さようございます。基本的に実験について年単位の期間を要するものについては、今回の制度趣旨に合っていないと思いますので、それはあらかじめ技適を取るとか、あるいは実験をやっている途中に取っていただくということもあろうかと思います。

ただ、短期間で終わりそうなものが多少延びるということも考えられると思いますが、今回、目的を変えることによって別の実験だと整理することはできるようにしております。なので、包括的に大きくくりな目的ではなくて、各やりたいことを細かく指定していただければ、必要な実験というのは十分できるようになっているかと思います。

○兼松代理　そうしますと、当初の目的の書き方といいますか、やりようによっては、実質的には180日を超えることも可能ではある。

○片桐企画官　逆に申しまして、短期の、そもそもこの趣旨に沿うようなものというのは、180日で収まると。ただ、目的の書き方をあまりにも大まかにし過ぎてしまうと、それが形式的に180日を超えることもあり得るかなと。

なので、基本的にはしっかり目的に沿った書き方をしていただければ、おのずと180日以内に収まるのではないかと考えているところでございます。

○兼松代理　なるほど。さらに、ここで特例により可能となる実験の例というのを幾つか挙げていただいておりますけれども、ここに書いてあるようなものは、おそらく180日で収まるようなものであろうということですか。

○片桐企画官　さようございます。

○兼松代理　ありがとうございます。

○吉田会長 ただいまのご質問に関連してお伺いしたいんですけども、最長180日間というのは分かったのですが、いつから使えることになるのでしょうか？書面で届けが出来ますと、何らかの審査が行われて、それで許可されるのではないかと理解したのですが、例えば翌日から使えるのか、あるいは書面によっては何日かかかって審査されて、審査終了後に今から使えますよという連絡が行くわけでしょうか。

○片桐企画官 こちらは、あくまでも届出ですので、到達した時点で届出は成立いたします。審査はございません。

○吉田会長 そうですか。では、届出で不備があれば、事後に対応されると。

○片桐企画官 あれば、事後的にこちらのほうでチェックはさせていただいたりとか、連絡させていただくことはあるかと思えますけれども、その場合でも、基本的には届け出られた日から180日間ということになります。

○吉田会長 なるほど。分かりました。

ほかにいかがでしょうか。お願いします。

○林委員 御説明ありがとうございます。

この特例制度は今般成立した電波法改正の目玉の一つで、この特例制度がわが国の情報通信分野のイノベーション促進のツールとして活用されることを非常に期待しているところでございます。他方で、技適制度は、いうまでもなく、わが国の電波監理制度の根幹をなすものでありますので、本特例制度を単なる規制緩和と捉えることはいささか問題で、この制度の運用にあたっては、電波障害等が発生しないように、スライドの10枚目にありますように、罰則の適用も含めてですね、運用中そして運用後の管理措置義務の履行については、その徹底を図っていただきたいと存じます。

その観点から一つ質問がございますが、さきほどの会長、会長代理の話にありましたように、資料20頁にある、電波法4条の2第2項2号には「実験等

の目的」が届出項目の一つに掲げられていますが、仮に性悪説に立つと、同じ機器であっても、例えば、まず「電波利用の需要調査」という目的で届出をして、特例期間の最長180日を経過したら、今度は「電波利用の効率に関する試験」という目的で出し直して、目的を少しずつ変えることにより、申請期間を事実上延長することも考えられるのですが、さきほどのお話によるとそれは認められるようなのですけれども、あるいは目的は同じであっても、たとえば「A社の端末」のテストで180日、次に「B社の端末」のテストで180日という届出の方法もありうると存じます。そうするとせっかく設けた180日の期限の縛りが潜脱されることにならないか、本特例の申請方法は単なる「届出」ですので、認可と違って届出内容の審査は原則入りませんので、届出項目を少しずつ変えることにより期間が事実上延長されて本特例の趣旨が没却されるおそれはないのか、一抹の不安を感じておりまして、この点、御教示をいただきたいと存じます。あと、もう一点、web届出システムは届出コスト・手間を低減させる非常によいシステムだと思いました。

以上でございます。

○吉田会長 ありがとうございます。

○片桐企画官 今の点につきまして、運用の関係で1つ申しますと、確かにこちらはエンフォースメントが非常に重要だと考えてございます。

したがいまして、今、考えていますのは、年に数件程度、サンプル調査みたいなことをしたいなど。その結果、もし趣旨を没却するような使われ方をしていると分かれば、それはそもそもこの対象ではないですよということで、違法開設、不法開設だということで、すぐ罰則にも行けるようなことを指導してまいりたいと。そういうことをすれば、おそらく性善説のこの枠組みというのはワークするんじゃないかなと思っております。

○吉田会長 そうですね。確かにサンプル的に調査されるというのはいい方法

かもしれないですね。

○林委員 ぜひそういう形でお願いできればと思います。

○吉田会長 ほかにいかがでしょうか。

少し些細な点をお伺いしたいんですけども、8ページのところで、Wi-Fi、Bluetoothなどの、技適を取得していれば免許不要となるものについては、告示で指定するというので、今回の規定内容の欄にずらずらと羅列されているわけですが、今回はこれでスタートされて、万が一、また何か新しい規格が出てきて、特例制度の対象にして欲しいといった希望が上がってくるようなことがあれば、そのときはまた随時対応される形になるのでしょうか。

○片桐企画官 おっしゃるとおりでございます。随時、この審議会でも、新しい規格についてお認めいただくとお思います。そういった新しい規格について、日本で技術基準が新たに策定されましたら、それについても、必要に応じて、この対象規格になるように告示を改正するといったことを考えてございます。

○吉田会長 ありがとうございます。

ただいまの質問に関連しまして、8ページのところに、選定基準として具体的ニーズがあるものと記載されておりますが、この規定内容に上がっているさまざまな小電力データ通信とか特定小電力無線については、既に具体的にそういうのを使いたいという要望が上がってきているのでしょうか。

○片桐企画官 こちらのほうで事前にある程度幅広く、事業者、メーカーの方にヒアリングをいたしまして、こういったものが興味ありそうだというものを拾い集めました。あわせて、パブリックコメント等も実施しておりますので、おそらく現時点においては、これがマックスではないかなと考えている次第です。

○吉田会長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、ほかにご質問等ないようでしたら、諮問第23号は諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○吉田会長 それでは、そのように決することといたします。ありがとうございました。

以上で総合通信基盤局の審議を終了いたします。総合通信基盤局の職員は退室をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

## 閉 会

○吉田会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。答申書は所定の手続により、事務局から総務大臣宛てに提出してください。

なお、次回の開催日時は、11月18日月曜日15時を予定しています。

それでは、本日の審議会を終了します。どうもありがとうございました。